

平成30年8月から、育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限額が変更されます。

◎ 育児休業手当金の給付上限相当額

育児休業開始から180日目までの期間（給付割合 67/100 の期間）

（現行）13,622 円 → （変更後） **13,695 円**

181日目から育児休業手当金終了までの期間（給付割合 50/100 の期間）

（現行）10,165 円 → （変更後） **10,220 円**

◎ 介護休業手当金の給付上限相当額

（現行）14,992 円 → （変更後） **15,075 円**